

紛争処理に係る情報提供について

(趣旨)

委員会が行うあっせん・仲裁の手續に係る資料の公開・事実の公表の扱いを定める。あわせて、紛争処理等に関する情報提供に努めるとともに、マニュアルを作成して、一般に公表する。

主なポイント

1. あっせん又は仲裁の手續に係る資料の公開等について (委員会決定)

電力取引監視等委員会紛争処理規程第13条及び第14条の規定に基づき、委員会による紛争処理の公表等の扱いについて、別添1のとおり決定する。

(概要)

① あっせん・仲裁の手續の資料の公開【第1条】

あっせん・仲裁の手續は非公開であることから、あっせん委員、仲裁委員又は委員会事務局が作成し、又は取得した資料については、原則として公開しない扱いとする。

ただし、委員会は、当事者が公開に承諾する場合又は不開示情報等の記載がなく紛争解決の妨げとなる事情等もない場合には、当該資料を一般の閲覧に供することができることとする。

② あっせん・仲裁の手續に関する事実の公表【第2条】

委員会は、当事者が公表に承諾する場合又は不開示情報等の記載がなく紛争解決の妨げとなる事情等もない場合には、あっせん又は仲裁の手續に関する主な経過、当事者の主な主張及び結果の概要を公表できることとする。

2. 紛争処理に係る情報提供について

委員会は、毎年、紛争処理に関する処理件数を公表するほか、上記扱いを踏まえつつ、当事者間の問題解決や紛争防止に資するように、可能な範囲で紛争処理に関する先例の情報提供に努めることとする。

3. 電力取引紛争処理マニュアルの作成

あっせん・仲裁、苦情の申出対応等の紛争処理制度の細目は、電気事業法、政省令、紛争処理規程等にまたがって定められている。実務の利便に供するため、これらを整理して手續の流れを説明し、あわせてフローチャートを記載した電力取引紛争処理マニュアル(別添2)を作成した。本マニュアルはその実務担当者が参照するのみならず、利用者の理解に資するように一般に公表することとする。